

大蔵委員会 議録 第六十六号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村文十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君

理事 松尾トシ子君

大上 司君 島村 一郎君

清水 逸平君 吉米地英俊君

夏堀源三郎君 宮崎 靖君

宮原幸三郎君 武藤 嘉二君

早稻田柳右エ門君 高田 富之君

深澤 義守君 久保田鶴松君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君

大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君

委員外の出席者

大蔵事務官 (副財務官) 清島 省三君

大蔵事務官 (理財局長) 上田 克郎君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官 (理財局長) 堀口 定義君

五月十三日

果汁に対する消費税撤廃の請願(關谷勝利君紹介)(第二二六六号)

当せん金附証券発売の委託に関する請願(川崎秀二君紹介)(第二六三九号)

美術品に対する物品税撤廃の請願(富永格五郎君紹介)(第二六六六号)

文化財保護法の指定による国宝、重要文化財及び重要美術品等に対する物品税撤廃の請願(富永格五郎君紹介)(第二六六六号)

旧佐世保海軍工廠第四船きよを佐世保船舶工業株式会社に使用許可の請願(北村徳太郎君外二名紹介)(第二六九四号)

公認会計士法の一部を改正する法律案に関する請願(宮崎靖君紹介)(第二七二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

長期信用銀行法案(内閣提出第一一三三号)

貸付信託法案(内閣提出第一一三〇号)(予)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八八号)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

○佐久間委員長代理 これより会議を開きます。

長期信用銀行法案、貸付信託法案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

案、及び閉鎖機関令の一部を改正する法律案の四法案を一括議題として、前に引続き質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。宮崎靖君。

○宮崎委員 長らく議題となつております貸付信託法案は、まだ一言も御質問がないようでありますから、内容の方針やこまかいことにわたりましてお尋ねしてみたい、こう思うのであります。

貸付信託法案は長期資金を調達するという面におきまして、おおむね立法の趣旨には御賛同を申し上げるのであります。この法につきまして、提案理由にもありますように、いろいろの配慮がなされておられまして、その一つ一つについては、強く反対すべき理由はない、ただいまだところ見出しがあらぬのであります。ただ總括的な問題として、金銭信託の運用の問題は、市場の金利との関係に——もちろん現在金融も循環でありまして、季節的でありまして、よくわかりませんが、緩急と称すべき状況にありまして、この一時的な現象をもつてすべてを論ずるわけには参りませんが、どうも指定金銭信託というものが、どうも金利の水準が——と申し上げられて、あるいは事例として申し上げては不適当かもしれませんが、ただいま高金利に対する取締法を設けたいという趣旨と照し合せまして、そういう趣旨な高金利まで及ばなくても、市場の金利を引上げるといふ一つの役割をし

ておる、こういう見え方がある。さりとて金融統制をいたしておらない関係上、大蔵省としても強力な法的な手段がでない。行政指導によつて何らかは正する道がありとすれば、その方針をとつていただく、こう思うのであります。簡単に申し上げますれば、金銭信託のいわゆる単独分野、俗に言う指定単と申しますものにおきましては、これは御承知のように、予定配当率もない。しかも期限というものも付されておらないわけでありまして、そこで一つの正常の金利体制と申しますものが、これを乱す一つの温床となるような形がある。しかもこれがやはり預金を集めまして、その一つの特権のよう

に取扱われて参りまして、その指定金銭信託の内容を分解してみますと、合同運用信託の方が順次減りまして、単独運用信託の方に移りかわつて行く傾向がある。これは少くとも合同運用の面におきましては、やはり定期預金と同じような、年六分というような利率が予定されておられますので、金利等も適正な線を歩くと思つたのであります。これが単独運用になりますと、い

わゆるこれらのことが期限的にも、率の点においても予想されておらない。ことに今回の立法によりまして、金利に對しまする信託預金と申しますものの税の点におきましては、単に二〇%の源泉徴収にとどめる。無記名が基本的であり、要求があれば記名的になる、こういう事態でありますので、もしこの指定単と申します金利が、正常

な金利を乱すような温床となるということにつきまして、ただいま見受けられております弊害が今後強くなるようでは、貸付信託法というものの法案を

れ自体はいいけれども、運用の面において再考を要することになるわけでありまして、これらはどんな方法で押えて行くのか。適正な状態を保つための行政的な考慮を払うおつもりであるか。これを承りたいと思つております。

○河野(通)政府委員 詳細の点につきましては、銀行課長からお答え申し上げますが、大体私も考えております方針を私から申し上げてみたいと思つております。いわゆる指定単という制度、これが信託制度の中で占める地位につきまして、理論的にも實際的にも問題があるわけでありまして、本来信託というものの性質からいいますと、いわゆる単独運用といつたような性質のもの、信託の性質からいいますと、必ずしも反しておるわけではない。むしろ合同運用というふうな制度の方より、どちらかという信託本来の性質からいえば、単独の方がむしろ信託の性質に合

うという考え方もいたされると思つております。ただしかし現在行われておりますいわゆる指定単というものは、非常に短かい期間で行われておるものもあり

ます。しかもそれにさらに元本の補填の契約をつけておるもの、そういうふうなことからいいますと、實質的にはまったく預金とかわらないようなところもあるわけでありまして、本来の趣旨に従つて、長期で、しかも単独運用

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第六十六号 昭和二十七年五月十四日

がされ、しかも元本の補填のない一つの単独運用というものがあつたれば、これは必ずしも私は排斥する必要はないと思つております。現在行われておりますのは、実質的には預金と少しも違ひのないようなものであつて、しかも實際問題として、それに相当高い利率が付けられるといつたようなことに相なつております点から、行政の实体から申しますと、間々弊害を起すことが認められる点もあるわけでありました。今後におきましては、私どもの基本的な考え方は、指定単につきましては、今申し上げましたような信託本来の性質に合うように、具体的に申しますならば、期限もできるだけ長いものにして行く。最低一年がよいから二年がよいから、いろいろ議論もございまして、できるだけ長いものでやらせる。しかもそれは指定金銭信託の一つの本来の姿に返つて、できるだけ預金というものと性質の違つたような形で指導して行く。具体的に申しますと、元本の補填契約をつけたとか、あるいは配当を予定するとか、そういうふうなことはやらせないで、本来の信託という形でやつて行くならば、この制度もいじやないか、そういうふうな考へておるわけですが、現実には、先ほども御指摘がありましたように、実際は預金であつて、しかも金利調整法の預金に対する利率を、その制約を受けないものという形で、實際行われておるものもありますので、これらの点につきましては、できるだけ行政上の指導をもつて、是正の措置を講じて参りたい、かように考へております。さしあたりの問題といたしま

しては、これらの制度をできるだけ本来の筋に乗せるという点からいいますと、今御提案申し上げておりまする貸付信託の制度ができませんならば、この制度の方へ、今のいわゆる指定単、實際は預金とかわらないような意味の指定単を、こちらの方にだん／＼移して行くという配慮を加えて参りたいと考へております。そういうふうなことでありますので、この新しい制度ができる機会に、今申し上げましたような方針を、できるだけつきり樹立して参りたい、かように考へておる次第であります。

○宮崎委員 方針の概略はよくわかりました。まことにけつこうな構想であると思つておりますが、ただ実情から申しますと、ただいまは信託業務を兼業してあります大銀行、東京、富士、朝日、中央なんかは信託業務と考へてよろしい。それと日本、第一などでは大体七、七〇くらいが指定単であります。市中銀行といわず、すべての金融機関が、長期の貸付資金源に個々における折柄で、信託業務特指定単のみに特典があつて、預金を集めやすいという状況であることは、全体の金融政策としてよほど考慮を払つてもならなければならぬ。その点にも十分な配慮があるようでありますから、私はその点を深くは申し上げませんが、特に金融政策全般として考へてみますと、いわゆる正常なる金利体系といふものを一日も早く樹立する、こういう方針が必至であります。何らかの機会に触れたかもしれませんが、ただいまではコール市場の百四、五十億の残高を計上する日もあります。市中銀行の一応手持ち預金の増加に対して一分五厘の短期証券に投資する等の形も現われております。しかし今度の大蔵省の計画に載つております、いわゆる本年度償還すべき国債は二百三十七億圓くらいだと思つて、それらのうちの一部分は現金で返落する。個人持ちのものは現金で返落するのほかもろんであります。あるいは担保なんかに提供されておるものがあります。あるいはコールの見返りになるものがあるだろうと思つて、こういうものはおむね二百二十億くらいの線で借りかえをしようというところは、大蔵省が考へておられるように聞いております。その利率は幾らかというところ六分である。六分だといふことは、日本銀行の貸出し金利は一銭七厘であつて、かりに六分一厘借りかえたといふと、そのままだつていたといふと、逆さやといふことになつて現われて来る。政府の方針はいわゆる低金利低金利という方向に、口には言わねど持つて行かれておる。遺族援護のために発行されますところのいわゆる遺族の一時金という一言葉は悪いかもしれませんが、初めは一時金という言葉であつた。この記名公債のごときものにおきましては、これはやはり期間は五、六年間で、五分五厘が六分になつた。記名公債で六分になつておる。日本銀行の金利は一銭七厘、こういうこととから考へ合せますと、ますますもつて高金利主義の温床となる指定単につきましては、相当強力な手を打つて、しかも兼業の信託業務では、おむねこの元本保護のための見返り等は脆弱だと思つて、これらの点から考へまして、今回の貸付信託法につきましては、元

本の補償という点についてその積立てを要求する、準備預金をする、この手は十分行き届いておる。しかし従来やつて来ましたが指定単にはこういう制度はないわけでありまして、これが移りかわつた場合には、指定単に対し元本補償という立場に立ち、同様今回の提案に基づく法律案の精神、あるいは法律の適用によりまして、その準備をなさる御用意があるのかどうか、その点をお聞かせ願ひたいと思つております。

○大月政府委員 ただいま御提案申し上げております貸付信託の制度といたしましては、特に元本に損失を生じた場合に補填をする契約をいたしました。現在を要求しておるわけでありまして、現在の信託業務法におきましては、元本の損失補填の契約のほか、利息補足の契約もできることになつております。この新しい制度におきましては、少くとも元本の補填のみに限りたい。これは制度として元本の補填は認めるといふ建前でございまして、しかし実際の運用といたしましては、先ほど御指摘もございましたように、先ほどの預金と信託の性格を逐次明瞭にいたしまして、分化さすということが趣旨でございまして、とりあえず第一回に発行する分といたしましては、この元本の損失補填の契約をつけないで発行いたしました。逐次本来の姿に持つて行かせたいというように指導したいと思つております。

○宮崎委員 その方針はけつこうだと思ひますが、法律で言いますと、第三條の二項に信託契約の事項が列記してある。十一に、信託業務法第九條の規定により元本の契約をする場合には、そ

の割合その他これに關する事項というのがあるわけでありまして、そうすると、方針としては當然新しい貸付信託法によりましては、認めないで行かうという運用をなさるおつもりですか。

○大月政府委員 ただいま予定いたしましたおきまして、この条項によつて補填契約をするといふことでなしに、やらせて参りたいと存じております。それから先ほどのお尋ねの、現在指定単におきまして、補填契約のあるものについて、こういう準備金を置かすかどうかという問題でございまして、現実一般の預金と認められるものが、つまり自己の責任におきまして損失を食ふおそれのあるものについて、今後の運用といたしまして、何らかの措置を講ずる必要があるかと考へております。

○宮崎委員 そういたしますと、今の指定単の増加して行く途上から考へまして、これは何か検査——立入り検査というふうなことになるのではないかと考へて、何か経理検査というふうな権限を及ぼすことができるのでありましようか。その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮城委員 これは一つの愚問であります。が、仮定の例として、指定単預金といえますか、これで集めましたた資金を特別長期金融に流す。たとえば地下資源の開発、さしたつては電力の開発などへ流すというような、ひもつき運用とでも申しますか、こういう

ようなことをやるのにもし適したものであり、長期資金調達のために必要であるというような考えになつた場合に、さようなさしずけといいますが、内示をいたしまして運用せしむることが可能であるか。これをひとつ参考のなめに伺いたいと思います。

〔佐久間委員長代理退席、委員長
着席〕

○大月政府委員 現在の制度といたしましては、具体的に個々の貸出しについて監督官庁が指示をする権限はございません。しかれば行政指導としてどこへ貸せということを言うことが、適当であるかどうかという問題でございしますが、現在の銀行の形態をいたしましては、一つの私企業の形態をとつておりますので、行政官庁が個々の融資につきまして指導いたしました結果、かりに損失が生ずるということになりませんでした場合に、はたして責任はどこに帰属するかということになりますと、やはり最終的には銀行がかぶらざるを得ない、そういう建前のもとにおきまして、個々の融資について行政官庁で指導するということは、適当でないと考えております。

○富樫委員　ただいまの御答弁で、いよいよもつて行政指導の面におきまして、指定単を縮小せしめるという方針が必至であるわけでございますが、さような意味において、運用上ただいまそれ／＼の御答弁によつて、われ／＼は了解ができたわけであります。さよ／＼な運用に留意せられまして、本法を、お扱いいただきたいと思ひます。これを要望いたしましたして、簡単な法律案でありますので、その他の質疑はこれで打切ることいたします。

○佐藤委員長 小山長規君

○小山委員 長期信用銀行法案について二、三伺つておきたいと思います。

長期信用銀行の問題は、制度としては私はどうしてもこういう制度でなければならぬと考えている一人でありきす。前に銀行等の債券発行の法律案と

いうものが出ましたときに、その旨を申しているのではありませんが、制度としては長期の金融を扱う銀行と、短期の金融を扱う銀行というものがなければならぬのでありますけれども、日本においては現在の法律のもとにおいては、商業銀行も届出一本によつて債券を発行できるという制度になつてゐる。これは制度としてはまずいのであります。その意味では、この長期信用銀行という制度を設けて、長期信用銀行というものだけが債券を発行できるところふうな制度にすることは、これは銀行制度としては、ことに日本の実情においてはそうでなければならぬと考へる一員であります。ところがこの長期信用銀行が、現在の情勢下において債券を発行することが可能であるかどうか。それが所要の資金を集められなような場合には、政府としてはどの

うな対策をとろうとされるのか。その点からまず最初に伺っておきたいのであります。

○河野通政府委員 御指摘のよう
に、新しい長期信用銀行の制度ができ
ました場合に、問題は、結局その資金
源の充実、具体的に申しますと、債券
の消化ができるかできないかが、この
長期信用銀行がその使命を達成するこ
とができるかできないかのわかれ目だ
と、私ども考えております。債券の
消化につきましては、今後ともますます

す一層その点に重点を指向したいまし
て、あらゆる観点からこの資金の調
配については、努力をいたしたいと考
へておるのでありますが、筋道とい
ましては、長期資金というものは、で
きるだけ民間から集まってくるのが
ましいのであります。具体的にいいま

すと、債券はまだなか／＼個人消化といふところまでは、そう急には参りませんけれども、金融機関が集めまして資金を有価証券の保有という形で——これは普通銀行に限りません。その他の一般の金融機関、庶民金融機関等も——期資金に固定するのではなくして、長期の資金でこれを保有するという形で資金融成ができるように適正化しながら、間接の長期信用を供与するという形を持つて行くことが——従来からもそういう形になつておりますけれども、後はますます——そういう形に持つて参りたい、かように考えておる次第であります。しかしそれだけでは、現在日の資本の蓄積が非常に不足いたしております関係もございますので、十分債券の消化ができないことも考えられますので、この点の埋合せはでき

だけ政府資金によつてこれをカバーして行く。具体的に申し上げますならば、資金運用部資金の運用にあたりま

して、できるだけ多額の債券をこれによつて消化して行くという方向に努力をいたしたい、かように考えております。現在のところでは、資金運用部資金の運用計画のうちには、実は金融停の消化ということは載っておりぬのであります、これはなるべくすみやかにある機会に、資金運用部資金の状況等を見まして、なるべく多額の金融債を

引受ける方向に振つて行きたい。そのため必要な運用計画の修正を行つて参りたいと考えておる次第であります。現在のところではまだ正確に金額を申し上げることはできませんが、少くとも昨年度よりも多額の形に持つて金運用部としては引受ける形に持つて

参りたい。かゝるに求むておるが、
ございます。

○小山委員　今局長が申されましたに、民間の資金はいろ／＼な面において競合いたしております。現在出しておりますところの貸付信託の法律にありますが、その他無記名の定期預金とか、興業債券とかいろ／＼なで競合するのであります。従つて、れわれが考えましても――資金運用の金をこれらの金融債に持つて行かければならぬであらうということとはこれはしろ／＼と考えるでも考えられるおそろくそれがこの長期信用銀行の金源の大部分であらうと思うのであります。その場合に、ただいま仰せにりましたように、昨年度よりも多額金を金融債として用意したいと申さますのは、たしか去年は三百億であったかと思うのでありますが、その三

億よりもよい金融資に流すつもりがあり、またその用意があるという見通しが大体ついたということも、前提と

○河野通政府委員 先ほど申しましたように、まだ的確に数字的なことは申し上げられませんが、大体私の腹づもりとしては、そういうことでやつて参りたい。大体見通しもそこまでやっているであらうというふうに考えております。しかし、まだ運用計画を——具体的に何百億金融資を引受けるというところまで金算とやめてやつて参る必要

のには、相当時間にもかかると思いますが、さしあたりの問題としては、金貨の値引受に支障のないように考えて参たいと思っております。

なお御参考までに申し上げておきたいと思いますが、この長期信用銀行

作度は、法律條が通過したとしても、準備期間に相當の月日を置かなければなりませんので、大体施行は秋らということになるかと思ひます。これらの点にとらみ合せましてこの間を考へて参りたいと思ひますが、長信用銀行が設立になるまで、現在の債券発行銀行に対しては、長期資本と云ふものの必要に堪へがみまして、金運用部は、長期信用銀行ができるの間も、できるだけ現在の債券銀に對して金融債の引受を進めて参り、かように考へております。

○小山委員　もう一つは、長期信用行が発行する債券の利回りの問題であります。これは大体どの程度のもの予定されているのか。その点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員　これは金利一水準の問題になりますので、長き

わたつての利回りの点は、今こころではなか／＼申し上げられないと思ひますが、さしあたりのところでは、現在の勸業債券あるいは興業債券等と、そうかわらない利回りで行きたいと考えております。なお割引の債券を発行いたします場合には、大体現在の割引あたりの利回りを頭に置いております。しかし金利の情勢が許します限り、特に償還の見込み等とのにらみ合せを考えまして、債券の発行による資金コストはできるだけ低いのが望ましいのであります。そういう方へ、全体の金利の情勢とにらみ合せて、できるだけ資金コストの引下げに努力をいたしたい、かように考えている次第であります。

(委員長退席、奥村委員長代理着席)

○小山委員 債券を発行します場合に、債券の売れ行きがよろしいようにはからうために、利回りは高くなければならぬでありまして、全体の金利政策からいって、金利は低いほどよいのでありますから、その辺のところは十分御勘考の上で、行政指導をお願いしたいのであります。

次に、この長期信用銀行は、制度としては私は単一の長期信用銀行を予定してゐるのではないかと思ひますが、今後の方針としては何行程度認めて行こうというお考えであるか、それを伺つておきたいのであります。

○河野(通)政府委員 その点は、先般の当委員会でもお答えを申し上げたのであります。私どもは、単数の長期信用銀行を考えてはおりません。複数の長期信用銀行を考えているわけでありまして、しかしながら、よく御案内のよう、新しい長期信用銀行の制度は、

預金銀行と違ひまして相当資金コストが高いといつた関係から、経営上の立場を申し上げますと、普通の預金銀行の採算ベースと申しますか、そういう資金量に比較いたしまして、非常に大きな資金量を持たなければ、なかなかやつて参れぬわけでありまして、そういたしますと、先ほどもお話がありましたように、日本経済の持つております債券消化の能力等とも見合ひいたしますと、そうたくさん長期信用銀行ができませんと、結局弱体銀行がたぐさでござることにござりまして、これでは長期信用銀行制度の目的を達成するの、非常に支障があると思ひますのであります。私どもは複数は考えておりませんが、そう多くない数でござらざるは出発したい。私どもの試算いたしたところでは、大体長期信用銀行が一人前に行つて行ける資金量は、二百億から三百億最低必要であらうと思ひますのであります。預金銀行ならば、地方におきましてはまあ二、三十億あれば、とりあえずのところでは採算ベースに乗り得ると思ひます。そういつた関係から言ひまして、強力なる銀行が少数であることが必要であらうと思ひますが、とりあえずといたしましては大体二行ないし三行程度から出発いたすことが、適当であらうと思ひます。

○小山委員 この長期信用銀行は、債券を集めるという関係からいって、あまりたくさんでござるはお互に存立が困難になつて来るという点はわかるのであります。またあまり少いといふ今度は独占企業になつてしまふおそれがある。その点については独占企業にな

ないよう、かつまた銀行の存立が可能であるようにということから、両方から考えなければならぬのであります。その場合にどちらに一体重きを置かれるのか。独占企業にならぬといふ点に重きを置かれるのか。銀行局が考へた採算の点を主として考へて行かれるのか。これは私は新設の銀行のできる場合の判断の基準になると思ひますが、その点についてはどうお考えですか。

○河野(通)政府委員 私どもは両者を同じ程度のウェイトで考へておるわけでありまして。しかしいづれかと申しますと、その銀行が堅実な基礎のもとに経営がござることが、何といつても根本の問題だと思ひます。その上に立つて今お話のように独占といふ善といたしまし、できるだけさういつたことにならないような配慮を加へて参りたい。お話のような点を十分考へまして、単数であつてはいいまいと思ひますが、私どもの考へ方でありまして、しかし一方で今申し上げましたようにあまりたくさん銀行もできませんので、そこらのあたりを調整して、大体今の見通しでは二行ないし三行程度、しかもそれがお互に競争しサービスを向上して参りますことによつて、その程度の数でござらぬところでは、独善の弊に陥ることもあるまい。また今後私どもも行政指導上、さういふことにならないように十分なる配慮を加へて参りたい、かように考へておる次第であります。

○小山委員 ついでにその問題で伺つておきますが、おそらく今銀行局長あるいは大蔵省が考へられておる考への中には、どうせこの債券の発行は預金

部で見なければならぬのであるから、従つて預金部の資金量を勘案してお考へになつて、そこから考へ方が出発されておるのではないかと思ひます。その場合に情勢がかわつて、たとへばたまたまわれ／＼の方の当委員会に出ておられます閉鎖機関令というものがあつた。この閉鎖機関令によつて、今政府の管理下にある閉鎖機関の流動資産に相当するものが、約九十七億ばかりあるというお話である。これらのものが解除されるような場合になつて来ると、新たな資金になります。これらのものがかりに長期信用銀行の債券引受の資金になり得るというやうな情勢になつた場合には、私はこの問題は少しかわつて来るのではないかと思ひます。さういふ場合には、やはりさういふものを資金源とする信用銀行といふものは成り立つとお考へになつてゐるか、その辺のところはまたお考へになつておられますか、伺つておきたいのであります。

○河野(通)政府委員 閉鎖機関の今持つておられます余剰金と申しますか、さういつたものの今後の処理につきましては、閉鎖機関の処置が進むに應じて、だん／＼それが解除されて、適当なところへ運用されることになると思ひます。閉鎖機関の中にもやはり個々に事情が非常に違ひるのであります。清算の過程においておそろしく短期にこれを処分しなければならぬものもございまいし、それらの観点から、これをどういふふう処置して行くかというところは、結局閉鎖機関自体の判断によつて処置されるべきものであると私どもは思ひます。現在でも別に閉鎖機関の持つておられます余剰金が、

日本銀行の中に眠つておるわけじやない。その大部分は、あるいは国債でありますとか債券でありますとか、さういつたものに運用されておるわけでありまして、これを何らかの形で別の用途に向ける場合には、今持たれておるその債券をだれが引受けるかという問題になつて参ります。国全体の資金から見ますと、閉鎖機関は別に眠つておるわけじやないといふことになるわけでありまして、これだけがこぶとして日本経済全体の持つておる資金にプラスになる、いきなりそこにそれだけのものがふえて来るというわけでもない。これらは金融全体として考へなければならぬと思ひます。かたがたこの閉鎖機関といふものの性質から見て政府の金ではない。今後はやはり閉鎖機関自体の金になるわけでありまして、これから非常な大きなさしずを政府としてすることも、なか／＼むずかしいと考へておられます。いづれにいたしましても、まだこれらの処理方針あるいは数等を私どもはつきり承知いたしておりませんので、新しい事態に應じて必要なる考慮はして参りたいと思ひますが、現在のところでは、まだそれを予定してどうするといつたところまで考へてはきておりません。

○小山委員 閉鎖機関の持つておる資金は眠つておるわけではないというお話でありまして、たとえば朝鮮銀行や台湾銀行が日本銀行に登録公債として登録しておるもの、これは眠つておるのではないかと、これらが生きて経済界に流通する場合には、新たな資金源となるのではないかと思ひますが、その点はいかがでしようか。

○河野(通)政府委員 閉鎖機関自体と

しては資金源であろうと思ひます。だから閉鎖機関がこれを処分してどう使おうかという問題は別問題。しかし国全体として見れば、今日日本銀行の中に登録公債として入つておるものを閉鎖機関が処分して、ほかの資金に充てたとすると、結局この公債をたがひ引受けるかという問題になるわけでありまふ。そうすると通貨なり金融全体の問題としては、結局一方から一方に金が動くだけでありまふ。閉鎖機関自体としては、お話のように相なると思ひます。

○小山委員 その点はその程度にしておきまして、次に長期信用銀行の業務の中で、特に証券業務との関係、あるいは証券業務との関係について、数点明らかにしたいとおきたい点があるののであります。それは第六条第一項第二号に長期信用銀行の営むべき業務として、有価証券の応募その他の取得と書いてあるのですが、この取得というところの中には、有価証券の引受、その引受は、たとえば募集引受であるとか、請負引受であるとか、あらゆる引受を含むものであるかどうか。その点を伺つておきたいのであります。

○大月政府委員 この第一号にございませう。有価証券の応募その他の方法による取得と申しますのは、これをわけて申し上げますと、応募がその一つでありまふ。それから先ほどもお尋ねのございました引受がその一つでございます。この三つを含んでおるといふ趣旨でございます。ただ引受という言葉につきましても、いわゆるアンダーライティングと申しております。本来の証券引受業者のやる引受と、一般に社債

の総額引受という意味の引受、サブスクリプションというものと、この二つの種類のものがあるわけでありまふ。従ひましてここに意味します引受は、サブスクリプションはいのだけれども、アンダーライティングはやらぬという趣旨でございます。これは証券取引法の第六十五条におきまふ証券業務と銀行業務とは正確に分離しよう、こういう趣旨とまつた同一でございます。従ひましてこの但書の売出しの目的で取得することを除きまふのは、要するに引受をいたしまして売出しをやるという行為がくつきますと、そこで本来の証券業者の行う引受になるわけでございますので、証券業者本来の業務たる引受を除くことを正確に表わすために、この但書をくつつけたわけでありまふ。

○小山委員 その点はよくわかりました。次に、引受の中には社債のほか、株式会社の新設または増資の場合の株式の引受までも含まれておるような表現になつておりますが、これらの株式、増資株式の引受、あるいは新設株式の引受というふうな場合には、すべての株式をそういうふうな引受けるのか、あるいはその間におのずから業種に何か限定があるのか、その点はいかがでありますか。

○大月政府委員 ここにございませう。株式の引受という言葉をそのまま適用いたしますと、いかなる種類の株式も引受できるわけでございます。ただ現実の問題をいたしましては、現在独占禁止法がございまして、金融機関は、他の事業会社の株式は株式総数の百分の五を越えて取得してはならないという

制限がございませう。従ひまして、この総額引受というように、全株式を引受けるというところは、独占禁止法の建前から実行できないという制約がございませう。かりに非常にまれな場合を考えますと、増資をいたします場合に、増資分が全体の総株式数の百分の五以内であるというきわめて僅少な場合には、引受をするということがあるいは可能かと思ひますが、これは、この趣旨が経済的に申しまして、実際上の意味がございせんので、そういうことも実行することは實際上ないと思ひます。なお銀行の性格をいたしまして、この第六条の第一号にございませう。主として長期の事業金融をやるという建前の銀行でございませうので、銀行といたしまして株式を多量に持つというところは、またその意味から適當でないと思ひます。そういう意味におきまして、法文上株式という表現は出ておりますけれども、實際上の運用をいたしましては、せいゝ必要のない株式を、市場でも必要ならば、若干投資の意味で持つ、そういう限度を越えないことであらうと思ひます。

○小山委員 それから株式や社債等の応募その他の取得ということ、この銀行の業務として認めたということ、この業務から相当の手数料その他が入つて来るであらう、従つてこの銀行の附帯業務としては相当重要な業務であるからという趣旨で、これを入れられたのか。それとも長期の投資をやるにについては、こういうものがないといふ／＼不便であるからという趣旨で、この業務を加えられたのか。立法の趣旨はどこにあるのでありますか。

○大月政府委員 この第二号を業務として掲げました理由は、この第一号の業務がいわゆる長期の融資の形における事業金融でございませうので、それに関連のある範囲におきまして、広い意味の証券業務を附加してやらしたい、こういう銀行の性格から出ておるわけでございます。現実の問題をいたしまして、かりにこの銀行から某会社に貸金のかつこうで金が出ておる、それをその会社が社債を発行するという場合にございまして、わざわざ証券会社の手を通じてこれを取得しなくちゃならぬかということになりますと、これは直接接合のある会社とこの銀行との話合ひで、それを社債化するという方が便利ではなからうか、そういう意味におきまして、この銀行と社債を発行する事業会社、この直接の接合を許すというのが一つの考え方でございます。なお証券業務との関連もございませうので、こういうふうにして取得いたしました社債を一般に分離するというような場合には、必ず証券業者を通じて分配する、あるいはほんの個々の話合ひによりまして、その事業者に個別的な処分として売却をする、そういうことは考えられるわけでございます。が、一般の証券業務に關与することは、おのづから十分考慮されておるわけでございます。この銀行の手数料収入を増加いたしました経理上の助けにしたいという意図は、特に立法の理由としてはございせん。

○小山委員 その点はそれで非常に明瞭になつて参りました。そこで、たいだいままで申されましたように、この銀行は有価証券を営ませることは考えていないのであるというお話でありまふ。従つて、その意味では有価証券を

売出しの目的で取得してはならないとちやんと書いてある。ところが、売出しの目的で取得したかどうかというところの判断は、一体何によつてその基準を求めるのかという問題が起つて来るのであります。すなわち、最初にこの銀行が、たとえば社債として引受けまふ場合に、その募集契約の内容によつてわかる場合もありまふようが、同時にまた場合によつてはその社債を売却して、初めてこれは売出しの目的で持つておつたのではないかというふうな判断される場合もあるのではないかと

思ひます。従つて、売出しの目的で取得したかどうかというところの判断は、その銀行が有価証券を売つてしまつてから、初めて過去にさかのぼつて売出しの目的であつたかどうかを判断するの、あるいは買つたときすでに売出しの目的なりというふうな判断の基準が成り立つのか、その辺のところはどういうふうな解釈すべきものでありますか。

○大月政府委員 この売出しの目的を有すかどうかという認定の問題でございませうが、きわめて明瞭な場合におきましては、直接発行いたします会社とこの銀行との契約書に記載するものが通常でございます。たいていの場合、かりに売出しの目的を持つて実行いたします、いわゆるアンダーライティングの意味の引受の場合におきましては、こういう条件で引受けて、それをどういふ条件で売出すのだということと、契約書に書くのが通常でございます。それによつて、もし記載がございませうならば、当然売出しの目的を持つてゐるものとみなされる。それでは、そういう具体的な記載がない場合に、

どういうように判定するかというのでございすが、もしも社債とか株式を引受けまして、その銀行がみずから直接に一般大衆に売り出す、こういうことを実行いたしましたならば、その引受けた行為と売り出した行為とを、あわせて判断いたすことができると思うのでございすが、その他もし引受けました社債を、かりに特定の人に売つたような場合におきましては、当然売り出すという行為が伴つておりませんので、売出しの目的を持つていたということは言えないと思ひます。従つて、その場合に売出しの目的を持つたかどうかといふことは、現実の行動から判定いたされるわけでございまして、そこは現在監督官庁といたしまして、大蔵省の銀行局がございまして、証券取引法の面からいたしまして証券取引委員会もございまして、そういう事実の認定につきましては、狭義の意味の証券業務に入らないように、厳重な監督をいたす方針であります。

○奥村委員長代理 夏堀源三郎君。

○夏堀委員 大蔵大臣がお見えになつたので……。この四月二十三日今問題になつております韓国における在外資産の問題で質問申し上げたのであります。その際に、速記はとめておりまして、たけれども、私の質問に對しまして、たいへん満足すべき御答弁にあつたかと私は存じております。その後五月八日付の朝日新聞及びラジオで、朝鮮における日本の在外資産に対する請求権はないというようなことを、米国の國務省から賞書として発表になつたというニュースがあつたのであります。またその後五月十日には、さらに米國が日韓交渉には介入しない、先の請求

権の覺書否定しておるといふことが記載になつております。これは非常に重大な問題でありますので、この点をあらためて伺ひたい。きようは外務大臣の出席も求めて、両大臣からの御答弁にあつかりたい、こう存じておりました。が、ちょうど外務大臣は今外務委員会に出席中であるのでありますので、またあとで出られるかもしれませぬけれども、大蔵大臣が御出席になりましたので、ある程度所管の債權債務等について、ちようど今大蔵委員会に付託になつております閉鎖機關令の一部を改正する法律案に關連してお伺ひするのであります。

この問題のいきさつはたいへんむずかしい問題であります。が、國民は講和条約発効後の日本の自立経済及び政治の面に対して、第一歩を踏み出したのでありますから、いわゆる獨立國家として、平和条約第四條による協定によつてとりきめすべきその事項に該当するものである、こう存じます。で、私がこの間御質問申し上げた二、三日後に——私そのときにこれは平和条約発効後に、この問題を取上げるべきものであるといふことも申し上げたのであります。この協定はちよつと中止になつておるようでありまして、今後これはまた協定の本筋に入るでありましようか。その解釈を一応伺ひたい。特に新聞に記載になつておる政府の見解を明らかにしておくべきものである、こう存じます。前委員会におきましては、私はまだ占領下においての場合であり、遠慮も申し上げ、相手を刺激するようなことかと思ひ

まして、一部速記をとりやめて申し上げた点もありますが、きようは講和条約もすでに発効になつて、獨立國家となつたのでありますから、国会議員として、國民の関心とするところ、言わんとするところ、そしてこの大きな問題は、ある程度これは相手を特に刺激しない程度において、申し上げることはさしつかえないだらうけれども、政府も御答弁のうちに、今後協定に入つて、もしおさしつかえがあると

存する次第であります。そこで結局平和条約の第四條に當ると思ひますが、第四條の「この條の(b)の規定を留保して、日本國及びその國民の財産で第二條に掲げる地域にあるもの並びに日本國及びその國民の請求權(債權を含む)で現にこれらの地域の施政を行つてゐる當局及びその住民(法人を含む)に對するもの」の處理並びに日本國におけるこれらの當局及び住民の財産並びに日本國及びその國民に對するこれらの當局及び住民の請求權(債權を含む)の處理は、日本國とこれらの當局との間の特別取極の主題とする。第二條に掲げる地域にある連合國又はその國民の財産は、まだ返還されてゐない限り、施政を行つてゐる當局が現状で返還しなければならぬ。——住民という語は、この條約で用ゐるときはいつでも「法人を含む」となつております。ただこゝで問題になるのは(b)の第二項の「日本國は、第二條及び第三條に掲げる地域のいづれかにある合衆國軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本國及びその國民の財産の處理の効力を承

認する。これが問題であらうと存じます。この第二項のこれは朝鮮のそれに該当することではなからうか、こう存する次第であります。これは私の推測でありますけれども、結局第二項のこの解釈を朝鮮側では「日本國及びその國民の財産の處理の効力を承認する」といふ、これをもつてその所有權は日本にはないといふことを主張しておるのではないだらうか、こう私は考へておるのであります。この問題は結局「國民の財産の處理の効力を承認する」の處理とは何ぞやといふことで、處理とは非常に範圍が広いことであつて、没収も處理であり、あるいはまた売却とかいふようなことも處理ではないだらうか、こうも考えられる節があるのではないと思ひます。ただ問題として、今各新聞にしばしば見えております請求權があるとかないとかいふことについて、問題が問題だけに、國民はこれに對して一体どちらがほんとうだらうか、こう考へておるだらうと存じます。これは今後協定する際に、請求權があるという御主張であつて初めて政府がこの問題を取上げることであつて、なければ、何も問題にする必要はないのです。であるから、請求權があるという政府の御見解を明らかにしておくべきではないだらうか。しかし、ないという御見解であれば、これは何をか言わんやであります。けれども、このやうな大きな問題で、私この前も御質問申し上げて、今またここに再びこれを取上げること、時は時であり、そして平和条約発効後においては日本のあり方が、占領下にあつた場合にはやむを得ないけれども、講和発効後においてもアメリ

カの一片の覺書によつて左右されることは、一体どうしたものかといふことが、一部の國民の聲ではないか、こう存じております。私はそのやうな解釈はしたくないのであります。この点の解釈を御答弁願ひたいと同時に、今申し上げた平和条約第四條第一項、第二項の解釈、この点について今私は自分がつてな意見を申し上げましたけれども、この点は非常に重要な問題でありますので、おさしつかえのない程度において、この問題を明確にすべきではないだらうか。今申し上げたやうに、もし今後の協定において何かさしさわりのあるという点については、適当に御処置を願つて御答弁を願ひたい、こう存する次第であります。

○池田國務大臣 前回の御質問に對しましてお答えした通りで、何らかわつたことはございせん。新聞に、請求權がないといふアメリカ政府の解釋だといふことが載つておつたのであります。しかしこれはその後の調査によりますと、さういふ見解ではないといふことを確かめました。この問題は適当な機会に外務大臣より公表すべきだといふことを、私から外務大臣に先日話をいたしまして、今外務大臣が外務委員会へ出ておるとすれば、多分外務大臣としての見解をきようぐらい発表したいと思ひます。平和条約第四條の解釋につきましては、この前も申し上げましたやうに、アメリカ軍のいわゆる指令の効力は認めますが、この指令が日本の財産權返還請求あるいは原状回復請求權を否定するものではない。ことに私有財産につきましては、ヘーグの陸戰條約に

よつて不可侵の原則があるのであります。しかもこの条約では、それを否定することは何ら規定してないのであります。われ／＼は請求権があるというところを従来主張して来ておりますし、今後主張する考えであるのであります。

○奥村委員長代理 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○奥村委員長代理 速記を始めて。

○夏堀委員 大蔵大臣の重ねてのたゞいまの御答弁を承つて、私も満足してゐる次第であります。国民もこうしたような政府の考え方をどこまでも支持して、その目的の達成を希望してゐると存じます。ひとつがらんぼつていただきたいと思います。

なおもう一つ、中国の平和条約において、台湾の債権債務のとりきめは除外してあるのではないだろうか、こう私どもは存じておりますが、その通りでありますか。もしそうであれば、その債権債務が、この閉鎖機関令の改正のそれにい／＼関係を持つて参りますので、この点もさしつかえない程度で御答弁を願ひたいと存じます。

○池田國務大臣 台湾の問題につきましても、その問題は特別にとりきめることに相なつておると記憶いたしております。

○小山委員 関連して……。ただいまの大臣の御答弁で、朝鮮に關する軍政府並びに司令部の処理の効力は認めるが、日本政府として私有財産権を放棄したわけではないのであるから、従つて原状回復の請求権あるいは損害賠償の請求権はあるのであるという御

解釈は、われ／＼は非常に満足するところでありませう。

ところで、ただいまわれ／＼の委員会の議題になつております閉鎖機関令とも関連するのでありますが、朝鮮銀行は、本店は京城にあつたのであります。この朝鮮銀行という法人は日本の法人であるし、日本人が権利を持つてゐるものであると思ひます。この処理いかんにかかわらず、朝鮮銀行は日本の法人であるという主張は、正しい主張であると考えるのであります。その点についてはいかがお考えでありますか。

○池田國務大臣 朝鮮に本店を持つております朝鮮銀行の国内資産を、特別に取扱うかどうかという問題は、その法人の性質いかんにかかわるというよりも、今の日韓交渉に影響を及ぼすことが多いため、今のところはこれをそのままおいておいた方がよいのではないかと存じます。閉鎖機関令の改正にも実は入れなかつたことは、先般も委員会でも御説明した通りであります。

○小山委員 話の途中になりますから急いで申し上げますが、朝鮮銀行は朝鮮の特別法でできたものでなくして、日本の法律で、しかも株式会社としてできております。それから朝鮮銀行に對するの運命が、朝鮮のものか日本のものかわからぬということになりますと、たいへんな問題であります。朝鮮銀行が持つておりますところの日本銀行に登録してある国債、あるいは日本内地にあるあらゆる動産、不動産、これはすべて朝鮮のものであるというところにならざるを得ない。そういうようなとりきめを日本政府が応じようとは、私は思ひぬのでありますが、

法理論から言つて、向うのものか、こちらのものかわからぬという答弁では、私は非常に不安である。ただいま大臣が御答弁でござんせましたら、あらためてお考えの上で、その点はほんとうに明確に御答弁をお願いいたしますのであります。

○池田國務大臣 この問題は、私はやはり日韓交渉によつてきめらるべき問題だと思ひます。株主の構成その他から申しまして、財産権の帰属につきましては、十分御趣旨のような点を入れまして、交渉したいと考えております。

○夏堀委員 今度の法律の面に移りますが、ごく簡単に申し上げますと、今申し上げたように、これからの協定によつてとりきめられる、こうなつております。閉鎖機関令の一部改正の第二條に「閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の營業所に係る債権及び債務で命令で定めるもの」は、これを本邦内に在る財産とみなすというところが書いてあります。そこでまだ協定でこれからどうなるか、どちらのものになるかわからないのであつて、これをこの法律案として、本邦内に在る財産とみなして処理することができかどうかという点について、多少疑問を持つてはなからうか、こう思ふのであります。今この法律案を審査中であつて、これをある程度修正することとはどうかという意見もありませんか、ごく簡単によろしうございませう。またあとでもよろしうございませうが、この点に對してどういう御意向を持つておりますか。

○清島説明員 御説明申し上げます。第二條によりまして、閉鎖機関の本邦

外にある店舗の債権債務について、それを命令で定めた場合には、本邦の店舗の債権債務になる、こういうふうな改正の趣旨となつておるわけですが、閉鎖機関の清算というものは、御承知のように本邦内に在る店舗の債権債務のみを、閉鎖機関の清算の対象としておりました。本邦外の店舗の債権債務は、閉鎖機関令による特殊清算の対象にはなつていないのであります。ところが、さつき問題がありました朝鮮、台湾の特別のとりきめがありまして、かりにそういう店舗のものが日本に返されたというふうな決定になつた場合に、それをどうするかという問題があるのですが、それは当然閉鎖機関令によります財産であるけれども、それが特殊清算の対象にならないというふうな疑いが出て来るわけでございます。従つてこの閉鎖機関令自体が、国内の店舗のみの債権債務の清算だけを目的としておることは、さつき御説明した通りでございますから、それを国内店舗の債権債務として、大蔵大臣の監督のもとにある閉鎖機関の特殊清算の対象にするということになるわけでございます。

○夏堀委員 本邦内にあるということであれば問題はない。本邦外にあると書いてありますから、そこでもしこれが協定において日本の請求することがいれられなかつた、没収された。そうすると、これを本邦内に在る財産とみなすということになると、債務だけが残るのではないだろうか、こういうことも考えられるのであります。債権と債務はつきものですけれども、この点はちよつとくどいようですが……。

○清島説明員 これは命令でもつて定

めるのであります。命令はいろいろ／＼なそういう条約とか、あるいはとりきめとかいう結果に従つて命令を出すというところを考へまして、もし返らなければ、それは命令で定める必要がなく、全然定めないということもできるわけでありませう。命令を出すか出さぬかというところは、閉鎖機関令自体が、清算というきわめて事務的な法律でありまして、そういう一切の對外關係は、協定とかあるいはとりきめとかいうものに従つて、この閉鎖機関令の中に取り入れて行くというふうなことになつておるわけでございます。

○夏堀委員 答弁に立つ政府委員がまづちまの御答弁になるから、ちよつと私もめんくらつてしまふ。命令で定めなければいじやないか、こうなりませうけれども、この前に私が質問いたしましたときには、どなたか、これは朝鮮及び台湾を含むのかと申し上げましたら、含む、こういうふうな御答弁にあつたように記憶しております。それで、そうであれば、私が今申し上げたようなことは、たいへん解釈がむずかしいので、そのときになつて、命令で定めないので、こうなれば簡単に行きますけれども、朝鮮、台湾もこれに含むのだ、こういう御答弁にあつたように記憶しております。大体この条項は、ブラジルとかあるいはスイスとか、そういうふうな戰爭には直接關係のない国に對して、これを適用しようというお氣持ではなかつたのか。もしそうであつたならば、この書き方は一般に適用することではなく、何かと書き方があるのじやなからうか、こ

う存じますので、お伺いする次第であります。

○堀口説明員 お答えいたします。この前申し上げましたのは、その条項に入つて来ておられますのは一般的な規定でありまして、単にブラジルのみならず、アメリカあるいは朝鮮、あるいは中国とか、その以外の国全部を含めて考えておるわけでありまして、そこでその中に資産、債務両方入つて来ておるわけでありまして、現在の建前は本邦内の店舗にかかる債権債務についてだけ、処理ができるようになっておるわけでありまして、ところが、もし今後平和条約の発効に伴ひまして、いろいろ折衝の結果、外地店舗にかかる資産でありまして、それがたとえばブラジルのように好意的に返してやろうという場合もあるかもしれない。それから負債の場合でありますれば、最近の平和条約による折衝の結果、外地店舗に関する部分もあるいは払わなければならぬようになるかもしれない。そこでもその交渉の結果払わなくちゃならぬという時期が、国会の会期の関係上ちやうど法律を改正し得ない時期にそういう問題が起つた場合には、政府としても非常に困るのではないかと。従つてもしそういう折衝の結果、払わなくちゃならぬということが確定すれば、それを政令で定めて払えるように、一応の穴をあけておこうというのが立法の趣旨でありまして、あくまでそれは法律で事実をつくり出すというんじやなくて、そういうような外交交渉なり何なりの結果生じた問題の処理を、スムーズにするというだけの目的であります。

○小山委員 先ほどの質問が中絶した

のでありますが、質問をさらに続けることにいたします。

先ほどの説明で明らかになりましたのは、この売出しの目的で取得したかどうかの判断は、いろいろなきめ方があるということでありまして、その判断の基準として、この銀行の引受の手数料というものは、一応の判断にならないかどうかという点をお尋ねしておきたいのであります。と申しますのは、有価証券業者が社債等を引受けます場合には、さらにそれを転売する目的で、転売の費用まで含めた手数料を受取つておるわけでありまして、この銀行は転売の目的でないといふれば、手数料はそれよりも低くてよいはずである。従つてこの銀行の手数料が、一般の証券業者が引受けるときの手数料と同じような手数料を受取つたような場合には、これは売出しの目的で引受けたいのではないかというふうに一応推定せられるのではないかと。この点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○大月政府委員 証券、社債の発行の場合に引受手数料を証券業者並にとり、それがいわゆる売出しの目的を持つておるものと推定する根拠になるかどうかというお尋ねかと存するのであります。現在証券業者が社債を引受けます場合には、百円につきまして二円七十銭の引受手数料をとつておるわけでありまして、もしこの長期信用銀行が総額引受をやる、そうしてそれをそのまま持つておるといふようなことを考えますれば、必ずしもその手数料は、現在証券業者がとつておられます手数料と同額である必要はないわけでございます。これはお話の通りでございます。ただ必ずしも、これが同額であれ

ば、逆に売出し目的を持つておるかということになりまして、実際の場合といたしまして、かりに証券業者は売出しの目的で二円七十銭の手数料をとる、この長期信用銀行が一円五十銭なりそのくちの手数料で、自分が引受けましておるといふようなことになりまして、発行する会社といたしましては、手数料が少い方がよいということでは、いずれかといへば、この長期信用銀行の方に頼むというふうなことになるのではないかと思ふのであります。そういう意味におきまして、必ずしも手数料の額が、売出しの目的を持つておるかどうかというこの判断の基準ではなくて、やはり現実に行う引受の行為、あるいは売出し、あるいは売付の行為、その現実の行為によつて判断するのが適當かと考えております。

○小山委員 その点はそれでよろしいことにいたします。ところでこの銀行は有価証券等を売出しの目的で取得してはならないのであります。ところが、これは同時に、売出しをしてもらふということになるのではないかと思ふのであります。売出しの目的で取得したものを売出してもらふということではないか。売出しというものは、御承知のように確定解釈があるものであります。不特定多数の人々に均一条件で売る。これが売出しという法律語の解釈であります。従つてこの銀行が取得した、あるいは引受けた社債等を、不特定多数の人に均一条件で売出すことも、この銀行には禁止されておるのか。あるいはこの銀行には禁止されておらないのであつて、それはただ単に証券業法違反になるのか。その

点はいかがでありますか。

○大月政府委員 この売出しの行為をかりにやりました場合に、この法律の違反か、あるいは証券取引法の違反かと申しますと、これは全部証券取引法の違反でございます。この第六条の規定は、この銀行としてやり得る範囲の業務をきめただけでございます。たとえばほかの例を申し上げますと、第六条の第三項の規定でございます。これは担保附信託法によつて、担保付社債に関する信託業を営むことができる、こう書いてございまして、法律的に申し上げますと、この第三項があるだけでは、長期信用銀行はこの担保付社債に関する信託業は営むことができないわけでございます。別に担保附信託法によりまして、大蔵大臣の認可を得る必要がある、そういうふうなことでございまして、同じく第六条の二号の問題におきまして、こういうふうに列挙してある業務以外には、やつてはいけないわけでございますけれども、一切フリーでやれるかといふことは、先ほどから御説明申し上げますように、引受という行為自体につきましても、証券取引法に制限がある。証券の売買という点に関しまして、証券取引法の制限がある。そういうふうな他の法律で制限されておるところは、もちろん他の法律による、こういう意味でございまして、第六条は、ここに書いてある事業以外をやつてはいけないという意味でございまして、書いてあれば全部自由だという意味ではございません。たとえばもう一つが買取引につきましても、外国為替及び貿易管理法という法律がございまして、一々

特殊な場合には大蔵大臣の認可がいる。しかしここで為替取引と書いてあるから、全部自由かというところではない。それと同じ関係に立つてござい

ます。

○小山委員 その点はそれで非常に明瞭になつたのであります。それでは次に伺います。この銀行は有価証券を取得あるいは引受けた場合に、換金の手段としてこれを処分することは当然に認められておる。ところがこの取得した証券を一定の期間保有しておつて、そうして売却処分をする。それがたび重なつて行われる場合には、売出しではないかもしれないが、何か有価証券の売買業を営んでおるかのような印象を与える場合が、なきにしもあらずであらうと思ふのであります。そのようなことをこの法律は禁止しておるか、あるいはこの法律は禁止していないか、そのようなことは証券業法違反と相なるのか、その点はどういふふうにお考えになりますか。

○大月政府委員 先ほどお答えいたしました通り、そういう解釈につきましても、全部証券取引法の解釈にまつべきものであらうと思ひます。たとえば社債を常時買ひまして、常時売るといふようなことになりまして、これは有価証券の売買ということでございます。従ひまして、禁ぜられておるわけでありまして、三回ならばいいんだが四回ならばいけないというところ、今の段階では言いがたいわけでございます。これは一般の社会通念によるかはな

して、証券取引法の解釈といたしまして、実際面は証券取引委員会及び銀行局において、適宜監督指導する必要があると存じます。

○小山委員 有価証券を取得して、そしてまた売るといふ行為は、一向法律上禁止してないのであるが、しかししばしばそういうことを行つて引受けたものを売つてしまふ、また引受けて売つてしまふというふうな場合には、この銀行法の違反にはならぬかもしれないが、証券法の違反として処罰される場合があるというふうな解釈をいたします。それでよろしいかどうか、銀行局の御見解を承つておきたいのであります。同時にまたその相手方は、たゞ証券業者であつてもいけないのではないかと申すのでありますが、この相手方が地方銀行ならば、あるいは個人ならばよろしいというのでなくして、それは証券業者であつて、地方銀行であつて、あるいは個人であつて、と、そういう売却処分というものがしばしば行われる場合には、相手方のいかにかわからず、やはり証券法違反に問われることがあり得るのであるというふうな、解釈すべきであらうと思ふのでありますが、その点に対する御見解を伺つておきたいと同時に、もう一つは、そのような違反行為が行われたと何人かが考えた場合に、それはどこに訴えてどのような罰則をこうむるか。まして近く証券取引委員会というものに廃止の運命になるかと思ふのでありますが、かりにこれが廃止されたような場合には、その罰則を適用し、あるいはそれらの異議の申立てを受ける機関は、どのような構想に相なるか、その点もあわせて伺つておきたいのであります。

○大月政府委員 ただいまのお尋ねにつきましては、二つの面があると思ひます。一つは売出しに関する問題でございます。一つは先ほどお尋ねの通り、均一条件で不特定多数の人に売るといふことでございまして、たとえば個々の地方銀行に売る、あるいは証券業者に売るといふような場合には、いわゆるこの法律で申します売出しには該当いたしません。従いまして、もし個々の地方銀行に売るなり、証券業者に売るといふ行為がございまして、これが反復たゞ重なりまして、証券業者になるかどうか、この判断は証券取引法でやるべきものだと思います。ただ不特定多数の人に均一の条件で売るといふ行為が、もしこの銀行側によりまして、第六條の二號の但書によりまして、「売出しの目的で取得する場合を除く」といたしまして、先ほど申し上げましたように、この業務の範囲外に出るわけでございますから、それはこの法律の違反になるわけでございます。継続的な売付行為をやつた場合と、一般に法律的に売出しと

ものを売り出すことも禁止したということではない、というお答えになつたと思ふのでありますが、ただいまの御答弁によると、売出しの目的で取得することはいかぬといふことは、同時に持つておるものを売り出してもいけないといふことが、この法律に書いてあるという御解釈と訂正になつたのであります。

○大月政府委員 この法律で「売出しの目的でする場合を除く」とあります。場合と、現実にいわれるアンダーライティングという意味で引受けたような場合とは、意味が違ふのでございまして、たとえばここに売出しの目的で、場合を除くとしておりますのは、アンダーライティングということでは、なくして、自分で一度引受をやりまして、それを売出ししようという主観的な意図があるから解釈できれば、この法律に触れるわけでございます。それから証券取引法で禁止しておりますのは、いわゆるアンダーライティングでございます。いづれも、当然契約の文言なりその他によりまして引受けてすぐ売つてしまふ、こういう行為その他の行為がある場合には、直接証券取引法に触れるわけでございます。將來に売出すという行為がございしましたならば、そのときの態様によりまして、いづれにかかるといふように御了解願ひたいと存じます。

○官廳委員 さつき貸付信託法についてのお尋ねをいたしました。一つ重要な部分を残したような気がいたしましたので、小山委員の長期信用銀行に關する質問に關連して、お伺ひいたしましたと思ひます。問題はきつめて簡単であります。信託業者が銀行の兼營の

場合もあるわけですが、信託によつて資金を集めるといふ行為と、銀行等の債券発行に關する法律によつて、金融債を發行して金を集めるといふことは、きつめて類似した行為であります。あるいは同じように産業投資に転換されるときと、まったく同じと言ふことができるかもしれません。そこでただいま「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル法律」といふのがありまして、普通銀行が信託業務を兼營いたしております。この点におきましては、やはり金融債と同じ趣旨の資金を集めるのが、そのまま残るのであります。今度長期信用銀行法の施行に伴ひまして、銀行の債券発行は全面的に廃止される運命にある。ところが普通銀行が信託業務を兼營の認可を得ると、同様の趣旨の資金が集められるといふふうになります。と、立法關係におきまして矛盾があると思ひます。信託業務兼營の普通銀行に、依然として長期資金を集める特典が残されておるに、かわらず、特に北拓、勧銀等について言えるわけでありまして、これらの銀行はその特典を全面的に剝奪されるか、あるいはこのういふものについても認可があれば、信託業務の兼營を認めるのかどうか。この信託業務兼營を認めるという趣旨であるかどうかということが、その間の關係が、両法案をながめると矛盾があるやうであります。その点を一応明らかにしていただきたい。

○大月政府委員 現在信託銀行と申し上げておりますのは、先ほど御説明申し上げました通り、銀行でございまして信託業務を兼營しておるかつかうのものと、長期信用銀行が信託業務を兼營すること

申しますと、兼營と申しましたも、信託財産と固有財産というものは全然別個になつておりまして、信託契約に基いて入り出した金銭は、全部信託財産として運用されるわけでございます。従つてその間に、本来の銀行業務をやつております固有財産との關係には、判然と區別があるわけでございます。従いまして、かりに銀行業務において、こういう不吉なことは全然ないと思ひますが、かりに銀行業務の方でうまく行かないといふことになつて、破産といふことになりましたら、信託關係におきましては、これは全然無きやうに思ひます。そういう意味におきまして、いわゆる信託本來的な姿と申しますのは、長期の資金でございまして、それと貸出しといふものが直接リンクされておるといふところに、本来の姿がございします。この長期信用銀行の集め資金は、もちろん長期でございしますが、短期の金を長期に流す、そういう意味におきまして、たとえば資金運用部の資金を活用する、あるいは現実に普通銀行がこの債券を持つといふことになりまして、預金で集まりました金が長期化する、こういうところに性格がはつきりいたしておるわけでございます。もちろん金を預ける側から申しますと、信託という關係を使うか、あるいは金融債を持つか、こういう選択の余地はあるわけでございます。資金の蓄積という面から申しますれば、いろいろの方法で各人の嗜好にまかせるといふ方が適当ではなからうか。それから今申し上げました信託關係と金融債というものの性格の違いから申しまして、この長期信用銀行が信託業務を兼營すること

の附則の十項ですか、当分の間優先権を国が持つことになっておりますが、これについて大体どれくらい国が持つものか。また銀行が二つも三つでもできた場合においても、同じような条件でこれを国が持つのか。この構想についてお伺ひいたしたい。

○河野通政府委員　元来長期信用銀行は、やはり自力で資本の調達をすることができるだけの資本金の上に立つて債券を発行して行くということが、本筋であろうと思つております。従いまして現在のところでは、特別に具体化にどの銀行にどの程度のものを予定しているというような国の出資ではございません。しかしながら現在のように資本市場がなか／＼順調でない状況

もとにおきましては、場合によりましては、新しい長期信用銀行が十分な活動をするための必要な資本を集め得ないというような場合におきましては、少くとも当分の間国が必要の出資ができるようにしておきたいという意味におきまして、この附則の第十項ができていくわけでありまして。私もこれはできるわけであらうと、これに、民間で資本の調達をできるだけやっていたら、そうしてそれに基いて債券を発行していただくということ、本筋であらうと思っております。今後の実績を見た上で、それではどうしても長期信用銀行が十分な機能を發揮できないというようなことになりまして、そういう道を開いておこうということでありまして、現在のところでは具体的な計画はまだ持つておりません。

○清水委員 御答弁によれば、その業績によつて優先株を持つ、こういう御趣旨であります。設立の場合に、その五億円の資本金をもつて設立する場合に優先株を持つ、こういうようなことはお考えになつておられないでしょうか。

○河野(通)政府委員 御承知のように設立の当初は、おそらく長期信用銀行を新しくつくる方の計画といたしましては、少くとも五億程度のものは民間で十分消化できると私は考えております。しかも当初からその資本に対して当分の間三割、あるいは本文によりまして二十倍の債券を発行できるわけでありまして、これによりまして、少くとも一年とか半年とかいうものは、それで十分まかなつて行けるわけでありまして。その間においていろいろ

る資本の充実をはかつて参りますにあらうと、十分な資本の調達ができるというたような場合がありまして、場合によつてこの規定を活用して参りたいと考えておられるわけでありまして。また午前中の委員会でも申し上げたように、この法案もまだ通つておりませんこととありますし、通りまして準備期間がありますので、大体充足いたしますのはこの秋くらいになると思ひます。それまでの間に諸般の状況等の推移を見て参りまして、必要がありまれば、その発足の当初から国が優先株を持つということも考えられぬではないのでありますが、現在のところでは、そういう必要はまずないのではないかと、いふうに思つております。

○清水委員 それから、これはちよつと法案とはかけ離れていふような質問になるかもしませんが、ここで債券を発行される。この債券は割引発行におそらくなると思ひますが、今債券を発行されておられる場合に、割引したものに対しては、これは少し違ふかもしれないが、税金がない。それから利札である場合には、それに対する税金がかかる。こういうようなことであるとすれば矛盾があるように感じますが、これらについての銀行局長の御意見を承りたい。

○河野(通)政府委員 実は直接の所管でありませんので、満足な答弁ができなかつたかばかりですが、割引発行をいたした場合の割引料は、税の対象にならぬというわけではないのであります。申告によつて、それだけの所得がありますれば、これは当然税の対象になるわけでありまして、事実上これは捕捉の仕方がなく、むずかしい。

ことに無記名等の場合におきましては、なか／＼その方法がむずかしいという事実問題はございすけれども、これが租税の対象から除かれておるといふことは、実は制度上はないわけでありまして。実際問題として、それでは十分税がとれておるかという点につきましては、結局個々の方々の申告にまつという制度になつておりますから、どこまで捕捉できておりますか、この点は疑問だと思ひます。制度としては除かれておられるわけはないように承知いたしております。

○清水委員 午前中先輩の宮崎委員から質問がありましたが、四條の二項の免許の場合における人的構成という条件がございすけれども、これらについては非常に漠然としておる。その際御答弁にもあつたようですが、公平を期したものにしようという御答弁でございました。しかし、この法律の条項を見ると非常に漠然としておつて、大蔵大臣が長期信用銀行の人事問題にも立ち入るといふように、私もには解釈されるのであります。この点運用について、私がこの法律を見て一番疑問に思ふのが不安に思ふのは、この二項の条件であります。この運用を間違わないようにしていただくことをお願いして、これは私の意見でございますが、質問を終わります。

○河野(通)政府委員 第四條第二項につきましては、今御指摘のように「人的構成」といふ言葉が目ざわりなようにとれるのじやないかと思ひますけれども、この趣旨は午前中に宮崎さんにお答え申し上げましたような趣旨に考へております。なお現在の銀行法その他につきましても、こういうふうな規

定はございせん。ございせんが、実際に私も免許をいたすかいたさぬか、申請が出た場合には、やはりここに書いてあるようなことを中心にして、免許すべきか否かを中心にしようことをきめておられるわけでありまして。それは古い法律でありますので、そういうことは書いてございせんけれども、ここに書いてあると同じような趣旨で、実は免許すべきか否かをきめるかを檢討いたしておられるわけでありまして。そのことをただ条文に書き表わしたというだけであらうと、別に銀行法による銀行等の免許の場合と、特別に違つた審査をいたすわけではございせん。それから先ほどの御質問にもちよつとお答えするのを落しましたのですが、この新しい長期信用銀行が発行いたします債券は、必ずしも割引債券ではございせん。むしろどちらかといへば、できれば長期の利付債券の方が望ましいわけでありまして。資金を長期に寝かし得るわけでありまして、できれば原則としては、やはり利付の長い債券の方が適當であらうかと考えますけれども、場合によりましては短期の割引債券も発行させる、こういうことでもあります。御了承願ひたいと思ひます。

○清水委員 ちよつと思ひつきました。この附則の第四項によつて、現在まで債券発行をしておつた銀行に対して、その債券発行を廃止する。この場合、今まで債券発行をしておつた銀行に及ぼす影響はどうか。また現在どのくらい債券が残つておるか。そういう数字がございしたら伺ひたい。それから、その数字によつてその銀行に影響を及ぼさないか、営業上支障を来すようなことはないか、ということについて、御意見を承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 現在の債券の発行をいたしております金融機関の債券の残高については、今調べましてお答えいたしますが、かりに今債券を発行いたしております銀行が、一般の普通銀行と申しますか、銀行法による銀行として残り、この長期信用銀行になりません場合に、一体その銀行に対して影響があるかというお話であります。これは影響はないと申しません。と申しますのは、債券を発行いたしておりますものが、期限が来ればだん／＼返して参らなければならぬ。しかもその返すについて、借りがえの発行も今は認められないわけでありまして、それから、影響がないと申せません。しかし営業が成り立たないようなことには、少くとも現在の見通しでは、なるようなことはないという確信を持つております。具体的に収支に伴つた營業のヴォリュームの問題が一つ、現金の資金があるかないかという、二つの問題があるわけでありまして、前者の問題につきましては、これは具体的な債券を償還いたしますために、資金が非常に足りないというような問題が起りました場合には、この不足によりまして、場合によつては、新しい長期信用銀行にその債券を移して行くという手もございす。それによつて、それに見合うべき資金というものを獲得できることもあるわけでありまして。そういう形で、營業上の収支のバランスというものはとれて行くことになると思ひます。ただ現金の問題につきま

しては、これは一般的に金詰まりがあるかないかの問題でありまして、現金の問題については特別な問題はないと思ひます。そういう過渡期におきまところの新しい長期信用銀行に對しての債権債務の譲渡、引継ぎというような操作を通じて、今後、現在の債券発行銀行が純粋に預金銀行になりかわりますにあたりましての経過的措置について、万全を期して参りたい。そのためにここに長々と実は附則の規定が設けてあるわけでありまして、これをよくお読み願へばおわかり願へると思ひます。なお四月末におきまます勸業銀行、興業銀行、北海道殖産銀行の発行したておりまます債券の残高は、千三十億ということになつております。

○佐藤委員長 それでは宮崎靖君。

○宮崎委員 午前中に保留しておきまして質問を続けるわけでありまして、他にも質問者があると思ひますので、関連的なことを順次お尋ねいたしまして、適當のところで今日は切上げたいと思ひうのであります。先ほど伺つておりました問題の次に、もう一つ資金源の問題を検討してみたい。債券による調達というものは、この法律の根本趣旨であります。さらにこういう長期資金を獲得する手段方法はないのか。採算の点から見ても、最も有利な——比較的成本が高いと予想されます債券による調達以外に、もつと低コストの長期資金獲得の方法はないかということとを、この法案において一応考えなければならぬ。戦勝国の、いわゆる民主国家の一員でありますイギリスとかフランスとか、われ／＼と同じ耐乏の国家であるかもしれませぬ西ドイツなどの情勢を簡単に調べてみていただき

ましても、これらの点につきまして、純民間の機関としての長期信用銀行に類似するものの中に、なか／＼参考供すべきものがあるわけでありまして、すなわち長期資金源といたしまして、反面解釈として、長期預金の受入れまたは長期の期限に對し、さらに通知制をとりました通知預金と申しますか、かような預金受入れの機能を銀行に付与いたしまして資金を調達する。たとえばこの法律は、六箇月を越える定期預金といつても間違ひではないのでありますけれども、そういう二箇年を越える定期預金を考える、または通知預金のようなものを預金として受入れることができるということを加えたならば、ただいまの逼迫いたしました金融情勢下におきましては、それは即効はないかもしれませぬ。しかしそういうことができるというによりまして、あるいは小さな言葉でいへばたんと預金式のものを、そういうものが一つの世襲財産觀念をもつて、この方面に転換されるということも期待されるのではなからうか。またそういう預金の受入れをいたすことによつて、いわゆる取引先の範囲が拡大いたしまして、密接なる金融取引が発生して参る、こういうことで相互にいい結果になるのではなからうか。ただいまこれを修正するといふわけではありませぬが、そういう考え方をもちになつておられるかどうか。あるいは考えたが、どうも不當だという判定になつたのか。その経過をはつきりしていただきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 この法案を提案いたしましたあたりまして、そういう問題も考へてみました。しかしながら結論的に申し上げますと、やはりそういう制度は、少くともこの際としては適當でないという、実は結論になつたわけでありまして、この点は實際問題に参りますが、一つは、御案内のように、なか／＼現在の金融情勢では、たとえば二年というような長い預金というものは集まりにくい。もしこれをかりに集めようと思ひますならば、やはり債券について同じ程度の相当高い利回りを与えなければ集まつて来ないであらう。ただ形が債券の形になつておりますか、あるいは預金証書の形になつておりますか、その違いはあります。もう一つは、實質的には預金者なり債券保持者は、やはり利回りを對象にして考へる。そういう関係からいへば、相対的に高い利回りを与えなければならぬ。そういうことをするならば、結局債券の形でやらせるのと何ら相違はないのじやないか、そういう点が一点であります。それからもう一点は、今も申し上げましたが、相当高い利回りの預金ということにすれば別でありまして、そうでないものにつぎまして考へてみますと、現在金銭信託で相当高いのがあるものであります。預金と實質上同じようなものであります。これらを見ておりましたも、なか／＼どうもまだ個人の資本を長期化するといふことはむづかしい。定期預金について申しまして、現在預金のうち定期預金が大體四千億でございますが、その四千億のうち、一年というのはいわづかに一億五、六千億であります。銀行預金の総額は一兆五、六千億でありますから、それに対して比較いたしますと、実にわずかなものであります。そういう点

から考へても、そういう長期の定期預金をつくつても、實際の話、金が集まらないというのが第二点。それから第三点は、かりにそういうものが集まつて参りました場合には、これはやはり預金銀行にやらせたいのじやないか。預金銀行も、できるだけ短期の預金といふものがだん／＼中心になるとは思ひますけれども、長期信用銀行が発足いたしまして、ただちに長期の融資といふものをすべてこれで受持つて、一般の預金銀行といふものは長期融資は全然なくしてしまえるわけのものでないことは、皆様御承知の通りであります。従ひまして預金銀行といふものは、だん／＼そういう方向に向かつて参らなければならぬと思ひます。やはり長期の融資は實際問題として當分残るのでありますから、これに見合うべき資金源としてならば、やはり長いものも認めて行つていいじやないか。もしとれるならば、そういう場合に長期信用銀行の預金を押えております精神から見まして、そういう長い預金も集められるならば、それは普通の預金銀行にやらせる。そうして長期信用銀行はやはり取引先からの預金を集める。取引先からの預金で長い預金が集まればつこうであらうと思ひますけれども、御承知のように取引先の預金は大體当座預金で、長い預金は集まりません。それは事業資金でありますから……。そういう關係から見まして、結論的には、いろ／＼考へてはみましたが、どうもこの際としては適當であるまいという結論に到達した次第であります。

○宮崎委員 第一点、第二点、第三点についての御答弁は、御研究のあとがわかりまして、一応のりくつでもあり、また現下の日本の經濟の實際に合つたお考えであらう、こう思ふのであります。そこでさらに一步を進めてみますと、まだ／＼考究の余地があると思ひますのは、すでに実施いたしました定期預金の無記名式であります。大蔵大臣は本委員会においても、そういうことをやりたいとまで言われておりますが、つまり源泉徴収の五〇％を四〇％程度にしてみたいというようなこととまで言われておる。もし無記名とすると、源泉徴収の緩和等によりまして、相當長期の定期預金が生れて来るといふことは、これは裏から見ますと多分の真實性があるわけですから。しかしそれは一般の市中銀行の長期の定期預金として取扱つた方がよいというの、これも一つの考へ方でありまして、この優劣はただちに判定しがたいのであります。が、制度といたしましての長期の定期預金といふものがあつて来るといふ趨勢にあることは、確かでありまして、そうしてかようなものを吸収した場合におきまして、そのコストといふものは債券発行の場合より安いことも明らかであります。長期信用銀行へ各人がどういふふうに応請して参りますか、あるいは現在の銀行から長期信用銀行にどういふふうに移換して来るか、これは本法律が施行された後の問題であります。が、少くとも採算を重視しております立法の趣旨から申しますと、こういう資金源についてもさらに考へをすべきではないか。

さらに法律で定めてあります。いわゆる取引先という言葉も、一休貸さなければ取引先にならないのか、貸したと同時に預金をさせられる、これを取引

先というのか、あるいは先に預金をさせておいて貸す取引先になるのか、これはどういふふうにお取扱いになるのか。この点もひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 取引先と申しますのは、貸出し先が一番大きな取引先であります。貸出しの關係がないものにつきます。先に預金をさせて貸すということはこの銀行の性質からいって適當でない。それから今お話の、貸し出してその中である程度兩建預金と申しますか、そういうものをさせるのかという点につきます。これは、そうではございません。これは先ほどちよつと申し上げましたように、事業会社が資金の借入れをして、当座すくいらなければならぬために、一応預けておくということもございますが、そういう場合の座の預金が多いと思ひます。なおここで取引先と申しておりますのは、株式の払込金の受入れ事務等を取扱う場合でございますが、その委託者であります。あるいは株式配当の支払い事務を長期信用銀行が取扱います。その場合の委託先、社債の元利金の支払い事務を取扱いました場合のその委託先、こういうものを大体取引先というものに考へております。

○宮澤委員 では次に伺ひますが、貸出しより預金を先にさせることはない。これは法の表でそうなつておるとはわかりませんが、いきなり貸せ、こういう事態が起る。しかも長期の金融である。こういうような場合におきまして、これは民間の金融機関でありますから、政府が干渉して云々すべきではありませんけれども、常識的に考へ

まして、大蔵当局としてこれらの長期信用銀行というものが發足したした場合に、その信用調査はこの方法によつてやつて行く方がよろしいとか、これによらなければならぬといふまで行かなくても、そういうお見通しにつきまして伺ひたい。いわゆる世間的にしかわかつていない信用をもとに、資金を貸し出して将来取引先となる、こういう建前で行くのでありますから、その信用調査の機關はどういふうにするか。これは貸せると貸せないの分岐点にもなるのであります。これが不完全でありますれば、長期信用銀行などというものをつくりましても死物化する。あるいは特定の私人、特定の機關のものとなします。昨日でありますたか、私は開業銀行のことで一つのジョークとして、總裁の名前が出なければだめだなどという評判があるが、どうだと言ひましたが、そういう機關に墮つておそれがあります。大蔵省は行政指導をいたしまして、どういふ信用調査機關をもつて信用力の調査をいたし、貸出しの決定をなさうとお考えになつておりますか。これは法律の運用の根本だろつと思ひますので、お考えをお聞かせ願ひたい。

○河野(通)政府委員 いかなる方法で信用の調査をやつて行つたらいいかという問題は、これは私もまだでしろうとでありまして。私もがかれこれ指導しなければならぬような銀行では、実は困る。例が非常に悪いと思ひます。が、たとえば興業銀行にいたしまして、従来から相当長期の金融をやつておりました、それに即応するようないろいろな信用の調査の機構を持ち、人的な構成を持つておられるわけです。それから現在長期金融機関として働いておられる興業銀行にいたしまして、もういふやうな長期の面への信用調査の機構は持つておられるわけです。ちよつと余談になりますが、きょうも午前中小山さんの、信用銀行が幾つくらいできるかという御質問に対して、それうたふさんにはむづかしいとお答え申し上げたのであります。やはり長期融資をやつて参りますとか、債券を發行するとかいふ事務につきます。は、相当経験と特殊の技能と申しますか、そういうものを確かに要するわけでありまして。そういう能力等からいいます。長期信用銀行はつくれないと思ひます。そういう意味でこれらの長期の投資に非常に慣熟しておられる方を、十分活用して行くことによつて、ずぶのしろうとである私どもが、信用調査を指導しなければならぬやうなことは、毛頭ないといふふうにお考へております。戦争中から外地の銀行、ことに朝鮮銀行、台湾銀行等におきまして、長期の金融を相当やつておりましたので、これらの方々でそういう経験を持つた方が相当たくさんおられるわけでありまして。こういう人を十分活用することによりまして、現在の債券発行銀行が持つておられます機能とあわせて行きますならば、私どもがかれこれ申すまでもなく、十分円滑に信用の調査をやつて行かれるものと思ひます。

○宮澤委員 ひとつともな御答弁であると思ひます。けれども資金源の低コストといふことを考へると同時に、借り側の低コストといふこともあわせ考へなければならぬ。今までそれは興業銀行もやつてまいし、あつては民間の銀行もやつてまいし、けれども、貸出しに至るまでの経過におきましてはなかなか煩雜でありまして。それがために今の金で一千万円や二千万円貸してももらひません。その何パーセントかに當るものが、その期間において書類の整備あるいは出張して参ります旅費その他の人件費に消えてしまふ。これをやはりなるべく安い方向に持つて行くことが必要であります。特に御指摘のように、戦前戦後あるいは将来にわたります、その方面に活躍されようとする優秀な人材をかりに得たといひまして、戦争前の方は、失礼な話であります。型が古いのであります。金を貸すのはおつくりなもので、そんな簡単に借りられると思ふなと簡単に片づけまして、みんな非常に迷惑しておることはいふまでもない事実であります。もしも長期信用銀行ができましてならば、その運用の面において従来よりも簡素化されて、しかも的確果敢にその事業の中核を見通すことができる信用調査機關が生るべきだと思ふ。もちろん大蔵省は干渉がまじき指導等を与えない。これも納得できますが、そう他人ごとのようにのみ考へておるべきでないといふことを私は痛切に考へる。しかもこれが純民間機関であるといひますならば、なおさらである。政府機関でやつておられますやうな信用調査をいたしておつては、これは長期信用銀行の使用は達成できないと思ひます。法律に賛成するかどうかかわらないときに、かような実施後のことを申すことは行き過ぎでありますけれども、とにかくこの信用調査機關については大蔵省も

十分な御研究を遂げて、ひとつモデル・ケースでもとりましてやるやうな熱意を示していただきたいことを、この際要望いたすわけでありまして。

次に法律の条文の第六条をざらん願ひます。第一号に「設備資金又は長期運轉資金に關する貸付、手形の割引」とありますが、この字のままで行きますと、設備資金または長期運轉資金の手形の割引、こつていふことになり、手形の割引に運轉の字句が加つておると思ひますが、この長期運轉資金の手形といふのは、一体どういふときに出て参ります。短期運轉資金との區別がどこでできますか。これは運轉上どう考へられますか。あるいは銀行課長がお見えになりましたら、銀行課長に伺ひたいと思つたのですが、お見えになつておりませんから、局長からひとつお答え願ひたい。

○河野(通)政府委員 この一号は、長期設備資金または長期運轉資金の貸付と書かないで、わざ／＼「長期運轉資金に關する貸付」と書いてある意味に關係することでありまして。わざ／＼「書きました」のは、その貸付自体が長期であることを突は考へておらない。その資金の需要期間が長いものを考へております。従つてその貸付自体は場合によつては短かいものもある。たとえば一番いい例は、社債の前貸しであります。社債自体は長いものであります。が、その社債を出しますまでの間、しばらく前貸しをすることがあります。これはその期間がたとえば一月であつても、やはり長期運轉資金に關する貸付といふふうに、私どもは読んでいただきたいといふ意味で、わざ／＼「關する」といふ言葉を使つたわけであ

りの指導精神を排撃したり、非難したりするの気持ではありませぬけれども、当時の司令部の指導というものが——もしこの立法措置に対してアドヴァイスがあつたといひますならば、必ずしもそれが日本の実情に全部合うとは思ひやうではありません。そういう意味におきまして——小りくつをこねるのではありませんけれども、十分そういう面については御研究をいたされたのであります。それがまずこの法律案に賛成できるかできないかの、まつたくわかれ目だと私は思うのであります。

それから資本の額の問題につきましても、これは民法に対する商法の特別法であり、その商法に対する銀行法が特別法であつて、特例であるといへばわかるのであります。ただ単に新しくつくる法律に資本の額と書いてあれば、これは私の言うことが決してついでではないのでありますから、銀行法と同じように、やはりこれは特別法として存在するのだという御説明で、私は満足できるわけでありまして、

たまたま商法の問題が出ましたので、商法に関する問題でひとつ伺います。この附則の第八項でありますか、社債の承継の特例というのがある。これは発行券高に算入しないこととするのがおおむねの原理であります。これはこの社債の承継というものが、一特別法的な性格を持つてゐるのであります。商法の一般的规定を抹殺することができるのかどうか。これはむしろ法制局あたりに聞くべき問題と思ひますが、便宜大蔵当局のお考えを伺つておきます。この社債の承継というものは、商法的に見ますと、起る問題は

会社の合併と営業の全部の譲渡ということになりまして、多くの場合におきまして、旧発行の主体というものは消滅するわけでありまして。この場合におきまして、たとえば一部銀行を分離して、一部が長期信用銀行として発足し、あるいは長期金融の部門だけはずしまして、債券の関係の債券債務等を長期信用銀行に譲渡するという事態が起きた場合におきまして、これだけの規定におきまして、はげしい言葉でいへば、商法に違反する行為というやうなことができないものかどうか。これは私は相当疑問を持つてゐる。これはなお一つ研究してみたいのであります。が、その時間がありませんし、残念ながら私の研究もまだ深さがないうわけでありまして。荒削りでありまして、会社の合併、営業の全部の譲渡以外、しかも旧発行の主体の消滅という原則が貫かれていないと、社債の承継というものはできないのではないかと私は思つておられます。実はこれは一生懸命調べてみたのであります。が、どうも疑問です。私はこれをやること

が悪いと言ふのではないのですから、誤解しないように願ひますが、やれるならばもつとはつきりした方法で表現してもらいたい、こういう意味であります。

○近藤説明員 お答え申し上げます。債券の承継ということが、まず觀念として有効であるかどうかということですが、第一に問題になるわけでありまして。債務の引受自体については、わが民法には別に規定はないのであります。が、これが有効であることは学説慣例ともに認めております。それからそのうちの債務の引受全般の中に含まれま

す債券の承継、その承継につきましては、企業再建整備法の第十条が、特別経理会社から第二会社等への債務の承継を規定しております。その内容が整備計画によつて定められることになつております。そして、事実上その際に債券の承継ということも一応行われたのであります。債券の承継といふことが実際に債務の引受の意思として行われております。それから商法の第四百四十四条の第二項が、合併によつて社債を承継するという場合を前提といたしておりますので、觀念としての債券の承継が有効であるということ

は、大体それで明らかだろふと思ひますが、次に、その条件となります。社債権者または金融債の権利者の同意を、どういう方法によつて具体的に現実に得たいのかといふことが、問題になるわけでありまして。これは、特に金融債の権利者の数が多し関係から、問題は現実にむづかしいといふ問題はあります。が、その点につきましては、銀行法等特別法、昭和二十年法律第二十一号が、第一条におきまして、営業者の全部もしくは一部の譲渡が金融機関の間で行われます場合におきましては、特定種類の知れたる債権者以外の者に対し、公告をもつてこれを行うことができるといふ旨を定めております。特にここで金融債の承継といふことを排除いたしております。

それから次に、今御指摘のございました債券の承継の場合の具体的な登記の問題があるわけでありまして、登記の問題の場合には、現行商法はこのことについては何ら規定を置いておりませんが、これは債券の承継がまれにしか起らないために、特に規定を置かな

かつたものと解すべきでありまして、かかる場合においては、さきに申し上げました商法の第四百四十四条の第二項の規定の趣旨に準じまして、社債の登記を行うべきであるといふように解せられております。長期信用銀行の場合におきまして、商法と同じように登記事項の規定は置いてないわけでありまして、同じく商法第四百四十四条の第二項の趣旨に準じまして、非訟事件手続法の第九十三條の二に準ずる登記をすればよいといふふうに考えております。ちなみに、その非訟事件手続法の第九十三條の二の第二項に「合併ニ因リテ消滅スル会社ノ社債」とあり、それからまた商法の第四百四十四条の二項に「合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ガ合併ニ因リテ社債ヲ承継シタルトキ」とありますので、先ほどちよつとお話がありましたように、社債の発行主体——前の発行主体そのものが消滅しませんでした存続しますような場合には、社債の承継そのものは大体あり得ないのではないかと

いふようなお考えも出て来ると思ひますが、昭和二十六年施行の新商法におきまして、旧商法第四百四十四条三を削除しております。このことは営業の全部譲渡といふものは、必ずしも会社の解散を結果しないといふことを、特に鮮明してあるわけでありまして。会社が依然存続し得ることになつておりますので、しかも一方において営業の全部譲渡といふ觀念については、旧商法時代と何らかわりなく、そのまますういふ觀念が存在しておるといふことと照し合せますと、営業といふものの中には社債も当然含まれるものといふふうに考えられますので、新旧商法社債が

併存しておる場合におきましても、社債の承継は許されるといふふうに解されております。なお登記の実際の方法につきましては、法務府関係と十分打合せができておりまして、それで登記してよろしいということになつております。

○宮澤委員 非訟事件手続法などの細目は、これは添付書類さえよければ必ず登記になるのであります。が、これは第三者に対する対抗要件でありますから、別にこの法律審議に深く意に解すべき問題でない。ただ御指摘の特別経理会社の問題とこれは性格が違ふものだと思う。企業再建整備法あるいは金融機関再建整備法といふものの趣旨とこれとは、まつたく違ふのであります。これは話がそこにと及んだからであります。が、もし現在の市中銀行のうち半分だけが預金銀行として残れば、半分はどこかへ肩がわりをしなればならないといふやうなものはに陥る。これは生きてゐるものをわけるのであります。戦争によつて敗北して、しかも会社が特別損失によつて、何らか手を打つてもならなければ生き返れないといふ場合の承継とは趣を異にいたします。それでありますから再建整備法あたりと同じように扱われて、生きた人間をまん中からさかれるやうなことをいたしますと、私どもは情に

いても忍びないのであります。でありますからこういうことが最もスムーズに行われる——たとえば債権者保護のための催告を一々出すわけに行かないことも、これは常識的である。法制もその通りである。しかもその譲渡に対して異議があつた場合には、返済しなければならぬことが原則であります。

一五

かりに具体的な例を言つてはいけな
けれども、北海道拓殖銀行が預金銀行
とかわつて、従来の債券を全部を長期
信用銀行へ譲る。ところが幸いにして
その長期信用銀行が北海道拓殖銀行以
上に信用力もあり、また郷土の人たち
の愛着心があるならよいのであります
が、もしなくてそういう長期信用銀行
はいやだ、だから異議がある、こうい
う場合には、これを承継いたします新
長期信用銀行は、その債券を返済しな
ければならない。一体五億くらい金
でそういうものがどうして返せるので
あります。それでありますから、私
はこの手続ができるなどということ
問題でない。その間が、この移りかわ
りが突如問題として円滑に行くとい
うことを予想されて、こういう附則を
設けられたのではない。これは多大
の疑問がある。実際においてこの場合
には公告して、ただ知らせるだけで
つて異議がない、あるいはあつても
わなない、あるいは今度の新しい債券
をあてがつて、それで乗りかえをして、
しかもこれは発行限度に算入しない
として書いてあるではないかという議論
で行かれるならば、私はこの附則八項
はまづびらごめんこうむりたい。私は
その点について御専門家もおられるよ
うでありますから、もう少し納得の行
く説明をしていただきたい。返すのか
返さないのか。異議があつた場合には
返すのか。

○河野(通)政府委員 ただいま説明員
の方から御説明申し上げました法律
論、これはどうも宮澤さんを前にして
はなはだ失礼であります。この法律
論につきましては、大體法務府当局も
同意見のようであります。ただ實際問
題として今お話のように、債券の引継
ぎということが法律上可能であつて
も、一体それが政策としていいかどう
かという問題は確かにあると思いま
す。ことに一番問題になりますのは、
かりに債券を一部譲渡したといつたよ
うなことになる場合、それは、それ
では無記名で出ている債券ですから、
どつちにとりに行つたらよいかわから
ぬという問題が突如出て来る。全部譲
渡といふんです。引受けてもらう場合
におきまして、今お話のように新旧
銀行の間の信用の問題がございます。
現在の債券発行銀行の発行している債
券なら、これは安心して持つていいだ
ろうと思つた人が、今後新しくできる
長期信用銀行が将来どうなるかわから
ぬと、かりに思ふ人があつたとした場
合に、その債券になつたのでは困る
といふことも起つて来ると思ひます。そ
ういつた関係で突如問題としてはな
かなかこの債券を引継ぐといふことは、
相当むづかしい問題が起つて来ると思
ひます。従ひまして今後新しい長期信
用銀行ができて、それに対して現在の
債券発行をいたしております銀行の
債券を引継ぐといつたような問題につ
きましては、相当これらの事情をよく
参酌いたしまして、円滑なる方法があ
つて、それができるならばけつこうで
ありますけれども、そういう非常な
信用の度が違うとかいふような関係で
摩擦を起すような場合には、この規定
はそういう道は開いておきますけれど
も、そういうたふさな支障が起るよう
な場合には、この規定を適用すること
は適當でないといふふうに考えます。
しかしながら全然道をとざしておく必
要はないのであつて、そういう諸般の

情勢が非常にうまく円滑に移るとい
う場合には、これは移してやつてもいい
のではない、そういう道だけは開い
ておこう。その場合には限度に算入し
ないといつたような形にしたらどう
か。その道をとざすことは、そこまで
はやる必要はないのではない、こう
いう意味でできておると御了承願ひ
したいと思います。

○宮澤委員 その点でもう一点、お尋
ねした点でお答え漏れがあります。こ
ういふことこの道を開いた、たま／＼
そういうケースができたといふ場合に
おきまして、債権者の保護規定により
まして、公告による異議申立てがあつ
た場合に返済するかしないか。その点
について承りたい。

○河野(通)政府委員 異議を申し立て
ました場合には、それは引継がれた新
銀行が引継がねないことになつたと思
ひます。従つて旧銀行が引継ぐ前に異議を
申し出て来た人には引継ぐ、異議のな
いところだけを新銀行に引継ぐ、こう
いふことになるのではないと思ひま
す。

○宮澤委員 その通りだと思ひます。
従ひまして、道を開いてとざす必要が
ないから、この附則を置くのだという
御趣旨なら、私は明らかな答弁だと思
ひます。けれども必ず異議が出る、ま
たもしこういう制度に乗つて行きた
くないという気持があつたといひます
ならば、異議者をつくることになる。
従つてこの附則といふものは、まず実
行困難なものであるといふことを予想
しなければならぬ。だから單純に債
券発行高に算入しないといふような、
もつとうまい言ひ方が大蔵省の知恵袋

の中にはあるべきだと私は考えてお
る。法制局も立ち会つてつくつたので
ありますが、しろうとの宮澤が見まし
て、どうも感心しない字句だと思つて
おります。ほんとうのことを申します
と、これはあまり事態を甘く見過ぎて
いる。だから登記ができるとかできな
いとかいつたような、そんな枝葉末節
の非訟事件手続法などは論じていな
い。私はそういうものじゃない。実体
ができるかできないか、できないもの
を法律化しておいて、道をとざさない
からといつておいて、これはよい言
訳ではないと思ふのであります。私
もまだ先ほど申し上げましたように、
この点についての研究は深く掘り下げ
てありませんから、この問題はさらに
保留しておきまして、次の機会にお話
を申し上げることにいたします。

何分委員の出席も少しいし、どうも一
人で朝から晩までやりますこともたい
へん疲れますので、きようはこの程度
で、残余は次の機会に委員長のおとり
はからいで発言を許していただきたい
と思ひます。

○佐藤委員長 了承いたしました。本
日はこの程度にとどめ、次会は明十五
日午前十時から開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十九分散会